特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	宮崎市 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮崎市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和5年3月23日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

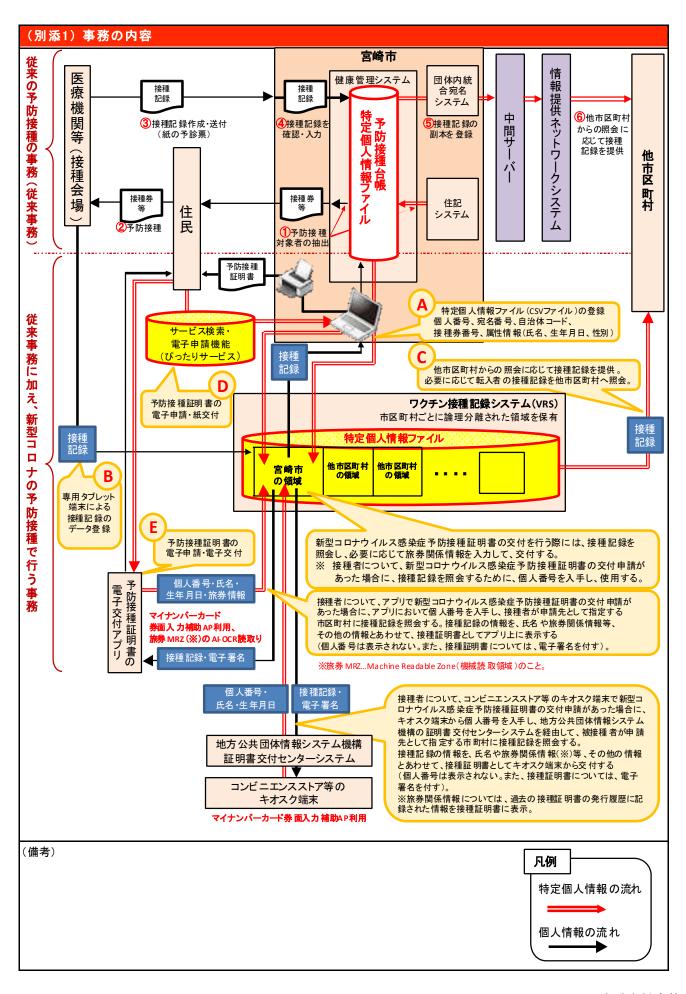
I 基本情報
(別添1)事務の内容
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
□ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
Ⅵ評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1 坐作用刊	a 수 있는데 보이는 항상 기계		
1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		
②事務の内容 ※	特和2年(2020年)12月9日に「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(等和2年法律第78号)」が制定され、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種が予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく臨時接種に規定された。これに基づき、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種の実施に係る事務及び給付の支給に関する事務を行うものである。 【事務の概要】 ・予防接種の対象者への各種通知 ・予防接種の実施・予防接種歴の登録、管理 ・医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払 ・健康被害救済対象者への給付 ・予防接種証明書の交付 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において取り扱うものとする。		
	①予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の対象者への各種通知に係る業務 ・予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ②予防接種法による給付の支給に関する事務 ・予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務 ③予防接種証明書の交付に関する事務 ・予防接種証明書の交付に関する事務 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき交付する、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に係る業務 ※詳細は別法1(事務の内容)を参照		
③対象人数	<選択肢>		
2. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1			
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)		
②システムの機能	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券番号等の登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施		
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
@ H · · · · · · · ·	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[]その他 ()		
システム2			
①システムの名称	健康管理システム		
②システムの機能	予防接種法による、予防接種履歴の管理等を行うシステムであり、次の機能を有する。 ・予防接種記録管理:予防接種記録を登録、管理する。 ・個別通知対象者抽出:予防接種の対象者や未接種者を抽出する。 ・統計:予防接種記録情報を統計処理する。		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 []税務システム		
	[] その他 ()		

システム3			
①システムの名称	団体内統合宛名システム		
②システムの機能	1. 死石官理機能 (1)サーバ内の宛名データベースのセットアップ (2)宛名の異動データを取り込み、宛名データベースへ反映 (3)個人番号にて同一人物判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理 (4)宛名データベースの検索、参照、更新 (5)オンラインで入力したデータを業務システムに連携 (6)団体内統合宛名番号を業務システムに連携 2. 情報提供機能 (1)中間サーバに連携する各業務情報をデータベースへセットアップ (2)各業務の異動データを取り込み、データベースに反映 (3)各業務情報を一括で中間サーバに連携 (4)各業務の異動情報を中間サーバに連携		
	3. 情報照会機能(他機関への情報照会) (1) 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、オンラインにて表示する。 (2) 情報照会の対象者情報を基に中間サーバに情報を要求し、一括ファイルを作成する。 4. 符号要求 (1) 加冊通番を要求 受信		
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 民存住民基本台帳システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバ)		
システム4			
①システムの名称	中間サーバ		
②システムの機能	中間サーバは、情報提供ネットワークシステム、団体内統合宛名システムとのデータ受け渡しを行うことで、符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 1. 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能 10. システム管理機能		

	_			
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	
	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	
	[〇]宛名システム等	[] 税務システム	
	[]その他 ()
システム5				
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能			
②システムの機能	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンライン 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画			
	[]情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等	[] 税務システム	
	[] その他 ()
3. 特定個人情報ファイ	ル名			
新型コロナウイルス感染症対象	策に係る予防接種情報ファイル			
4. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う理由			
①事務実施上の必要性	・予防接種の適切な実施のための対象者の把握・転入者について、転出元市区町村へ接種記録・転出者について、転出先市区町村へ当市での	を照会	するため。	
②実現が期待されるメリット	対象者を正確に把握し、自治体を横断した新型= 可能となり、間違い接種等の防止、及び適切な持			き理が
	可能となり、同庭の技性等の例正、及び過りなり	5 性 証 5	ガの文刊が可能となる。	
5. 個人番号の利用 ※		安理 証 5	カの文刊 から 能となる。	
5. 個人番号の利用 ※法令上の根拠		e症対策) の番号(度に係る予防接種事務におけるワクチン接 の利用等に関する法律別表第一の主務省	
法令上の根拠	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感射録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ・番号法第19条第6号(委託先への提供)・番号法第9条(利用の範囲)別表第一第10項・行政手続における特定の個人を識別するための	e症対策) の番号(度に係る予防接種事務におけるワクチン接 の利用等に関する法律別表第一の主務省	
法令上の根拠	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感対録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ・番号法第19条第6号(委託先への提供)・番号法第9条(利用の範囲)別表第一第10項・行政手続における特定の個人を識別するための定める事務を定める命令(平成26年9月10日内	e症対策) の番号(度に係る予防接種事務におけるワクチン接 の利用等に関する法律別表第一の主務省	
法令上の根拠 6.情報提供ネットワーク	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感対録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ・番号法第19条第6号(委託先への提供)・番号法第9条(利用の範囲)別表第一第10項・行政手続における特定の個人を識別するための定める事務を定める命令(平成26年9月10日内にプシステムによる情報連携※	き症対別 の番府・科 別別号。以 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	をに係る予防接種事務におけるワクチン接近係る予防接種事務におけるワクチン接近利用等に関する法律別表第一の主務省総務省令第5号)第10条 〈選択肢〉 1)実施する 2)実施しない 3)未定 び別表第二及び行政手続における特定の主務省令で定める事務及び情報を定下「別表第二主務省令」という。)	介で
法令上の根拠 6. 情報提供ネットワーク ①実施の有無	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感射録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ・番号法第19条第6号(委託先への提供)・番号法第9条(利用の範囲)別表第一第10項・行政手続における特定の個人を識別するための定める事務を定める命令(平成26年9月10日内にからなる事務を定める命令(平成26年9月10日内にからなる事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7[情報提供の根拠]・別表第二(16の2、16の3の項)・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の2の[情報照会の根拠]・別表第二(16の2、17、18、19の項)・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の3、元	き症対別 の番府・科 別別号。以 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	をに係る予防接種事務におけるワクチン接近係る予防接種事務におけるワクチン接近利用等に関する法律別表第一の主務省総務省令第5号)第10条 〈選択肢〉 1)実施する 2)実施しない 3)未定 び別表第二及び行政手続における特定の主務省令で定める事務及び情報を定下「別表第二主務省令」という。)	介で
法令上の根拠 6.情報提供ネットワーク ①実施の有無 ②法令上の根拠	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感射録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ・番号法第19条第6号(委託先への提供)・番号法第9条(利用の範囲)別表第一第10項・行政手続における特定の個人を識別するための定める事務を定める命令(平成26年9月10日内にからなる事務を定める命令(平成26年9月10日内にからなる事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7[情報提供の根拠]・別表第二(16の2、16の3の項)・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の2の[情報照会の根拠]・別表第二(16の2、17、18、19の項)・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の3、元	を 症 が で で で で で で で で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	をに係る予防接種事務におけるワクチン接近係る予防接種事務におけるワクチン接近利用等に関する法律別表第一の主務省総務省令第5号)第10条 〈選択肢〉 1)実施する 2)実施しない 3)未定 び別表第二及び行政手続における特定の主務省令で定める事務及び情報を定下「別表第二主務省令」という。)	介で
法令上の根拠 6.情報提供ネットワーク ①実施の有無 ②法令上の根拠 7.評価実施機関におけ	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感対録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ・番号法第19条第6号(委託先への提供)・番号法第9条(利用の範囲)別表第一第10項・行政手続における特定の個人を識別するための定める事務を定める命令(平成26年9月10日内にからなる事務を定める命令(平成26年9月10日内にからなる事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7[情報提供の根拠]・別表第二(16の2、16の3の項)・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の2の目情報照会の根拠]・別表第二(16の2、17、18、19の項)・別表第二(16の2、17、18、19の項)・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の3、	を 症 が で で で で で で で で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	をに係る予防接種事務におけるワクチン接近係る予防接種事務におけるワクチン接近利用等に関する法律別表第一の主務省総務省令第5号)第10条 〈選択肢〉 1)実施する 2)実施しない 3)未定 び別表第二及び行政手続における特定の主務省令で定める事務及び情報を定下「別表第二主務省令」という。)	介で
法令上の根拠 6. 情報提供ネットワーク ①実施の有無 ②法令上の根拠 7. 評価実施機関におけ ①部署	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感到録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ・番号法第19条第6号(委託先への提供)・番号法第9条(利用の範囲)別表第一第10項・行政手続における特定の個人を識別するためで定める事務を定める命令(平成26年9月10日内でクシステムによる情報連携※ 「実施する] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の領人を識別するための番号の利用等に関する法律命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7[情報提供の根拠]・別表第二(16の2、16の3の項)・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の2の[情報照会の根拠]・別表第二(16の2、17、18、19の項)・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の3、右担当部署	を 症 が で で で で で で で で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	をに係る予防接種事務におけるワクチン接近係る予防接種事務におけるワクチン接近利用等に関する法律別表第一の主務省総務省令第5号)第10条 〈選択肢〉 1)実施する 2)実施しない 3)未定 び別表第二及び行政手続における特定の主務省令で定める事務及び情報を定下「別表第二主務省令」という。)	介で



Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル

WITTH OF THE STATE					
2. 基本	2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※		<選択肢>			
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
③対象と ※	なる本人の範囲	宮崎市に住民登録している新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業の対象となる者			
	その必要性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種履歴の管理保管等を適正に行うため			
④記録さ	れる項目	<選択肢> [10項目以上50項目未満] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上			
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号			
	その妥当性	【個人番号、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報】 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種対象者であることを正確に特定するため。 【その他識別情報(内部番号)】 ・内部事務において個人を特定するため。 【健康・医療関係情報】 ・新型コロナワクチン接種履歴を正確に管理するため。			
	全ての記録項目	別添2を参照。			
⑤保有開	始日	令和3年4月			
⑥事務担当部署		宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン対策課			

3. 特定個人情報の入手・使用				
			[〇] 本人又は本人の代理人	
			[〇] 評価実施機関内の他部署 (市民課)	
			[] 行政機関・独立行政法人等 ()	
①入手方	①入手元 ※		【 ○ 】地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村)	
			 []民間事業者 ()	
			[]その他()	
			【 ○ 】紙	
			┃	
②入手7	方法		「○] 情報提供ネットワークシステム	
<i></i>	-		ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証	
			[O]その他 (明書電子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請機能、コンビニエン)	
			スストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム ・住民については、住民基本台帳が更新される都度、随時	
@ 1 T 4	5 n+ #n	NT ctr	・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度	
③入手0	り時期・	頻度	・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であっ	
			て接種記録の照会が必要になる都度	
			・予防接種履歴の管理を適正に行うために、最新の住民基本台帳情報を入手する必要がある。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法	
			第19条第16号)	
④入手!	に係る妥	·当性	・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号	
			を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入	
			手する。	
			・転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	
⑤本人	への明示	₹	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオ	
			スク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	
			・予防接種の対象者であることの特定、予防接種歴の管理、健康被害に対する給付の支給	
⑥使用目	目的 ※		・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため。 ・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するため。	
	亦百/	 の妥当性		
	友史(使用部署		
		※	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン対策課	
⑦使用0	の主体	H 17 + 44	<選択肢>	
		使用者数	[10人以上50人未満] 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
			・医療機関での接種記録について、接種対象者であることを確認する。	
			・健康管理システムに医療機関から提出された予診票のデータを登録し、予防接種履歴を管理する。 ・健康被害に対する給付を適切に行うため、給付受給者の所在地の確認を行う。	
⑧使用方法 ※			・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人	
			情報を使用する。 ・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	
			・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を	
			使用する。 ・予防接種実施医療機関より収集した予診票で被接種者の氏名・生年月日・住所等から個人を特定す	
情報の突合 ※		の空会 ※	る。	
		//	・転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	
	情報の	の統計分析		
	*		特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※		・健康被害に対する給付金の支給 ・転入者への接種券の発行	
⑨使用開始日			令和3年4月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		(選択肢> (要託する] (3) 委託する 2) 委託しない
		(3)件
委託事項1		健康管理システムの運用・保守、法改正対応
①委詞	託内容	システムの運用・保守、法改正対応等
	扱いを委託する特定個 Bファイルの範囲	<選択肢> 特定個人情報ファイルの一 1)特定個人情報ファイルの全体 [部 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択版> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	健康管理システムを用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委言	託先における取扱者数	<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [」フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (庁内にある健康管理システムの直接使用)
⑤委詞	託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委詞	託先名	富士通Japan株式会社 宮崎支社
再	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委 託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	
委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委詞	託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
	扱いを委託する特定個 Bファイルの範囲	<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢>

④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人から [〇] その他 (の電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明) 書電子交付機能)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委 詞		株式会社ミラボ
再	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託	事項3	健康管理システムへのデータ入力
①委詢	七内容	ア防接種ア診宗を基に健康官理ンスアムで利用でざる電十アーダフアイルを作成(アーダハンナ) 9 る。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択版> 特定個人情報ファイルの一 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種履歴管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [Jフラッシュメモ IO]紙 []その他 ()
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委 言		株式会社スープル 宮崎支店
再	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委 託	⑧再委託の許諾方法	
9再委託事項		

5. 特定個人情報の提供	₺・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件		
龙	[] 行っていない		
提供先1	市区町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第16号		
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線		
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
のルドバル	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[O] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))		
⑦時期・頻度	転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度		
提供先2~5			
提供先2	別表第二第一欄(情報照会者)に定める都道府県知事又は市町村長(16の2、16の3)		
①法令上の根拠	別表第二第一欄が「都道府県知事又は市町村長」である項のうち、第二欄が「予防接種法による予防接種の実施」を含むもの(16の2、16の3)		
②提供先における用途	別表第二第二欄に掲げる「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」(16の2、16の3)		
③提供する情報	別表第二第四欄に掲げる「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」(16の2、16の3)		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ		
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線		
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
© RENOTIA	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[]その他()		
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼がある都度		

6. 特定個人情報の保管・消去		
6. 特定個人情報の保管 ①保管場所 ※		「使陳管理ンステムにおける措画」 「庁内の入退室管理が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫の内に設置したサーバ内に保管。管理室内への入室権限を持つ者を限定し、入退室は鍵の使用簿により管理している。
②保管期間	期間	1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未 9) 20年以上 10) 定められていない
その妥当性 ③消去方法 7. 備考		「は保管理システムにおける措置】 ・データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。 ・保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。 ・申請書等の紙媒体については、保存年限の経過後、外部業者による溶解処理を行う。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、laaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 【サービス検索・電子申請機能における措置】 ・個人番号利用事務系端末に保存されたデータは、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存年限の経過後、外部業者による溶解処理を行う。
7. 備考		

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目】

- •個人番号
- •宛名番号
- ・自治体コード
- •接種券番号
- ·属性情報(氏名、生年月日、性別)
- •接種状況(実施/未実施)
- ・接種回数(1回目/2回目/3回目/4回目/・・・)
- •接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- •製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ·証明書ID(※)
- •証明書発行年月日(※)
- ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7.リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1. 転入者本人からの個人番号の入手 ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2. 転出先市区町村からの個人番号の入手 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 3. 転出元市区町村からの接種記録の入手 ・当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において健康管理システム等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)・交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 【サービス検索・電子申請機能における措置】・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	
	・届出書/申請書の様式は定められている。様式に沿って記入することにより必要な情報のみ入手することができる。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 【サービス検索・電子申請機能における措置】 ・画面での誘導を簡潔に行うことで、住民が異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	
その他の措置の内容	_	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク2: 不適切な方法で入		
リスクに対する措置の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 【サービス検索・電子申請機能における措置】 ・住民が個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰	

新型コロナウイルス感染症対策 に係る予防接種事務

リスクへの対策は十分か

2) 十分である

<選択肢>
1) 特に力を入れている
3) 課題が残されている

な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。

十分である

リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	・窓口で特定個人情報を入手する際は個人番号カード(または運転免許証等の身分証明書)等の本人確認書類に基づき、対面で本人確認を行う。 ・委託医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、健康管理システムで突合し、確認を行う。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 【サービス検索・電子申請機能における措置】 ・住民が個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した当市は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・上記のとおり本人確認を必ず行うとともに、提供される特定個人情報の正確性についても申請書類と システムに登録された情報を確認して突合を行う。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・住記システムを介し個人番号及び最新の住所情報等を取得している。 ・入力後は原本と照合を行い、入力内容に誤りがないかをチェックしている。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS 又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 【サービス検索・電子申請機能における措置】 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 十分である 〈選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	庫で保管する。職員へのセキュリティ教育において、情報の管理についても注意徹底するようにしている 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)から入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 【サービス検索・電子申請機能における措置】 ・サービス検索・電子申請機能における措置】 ・サービス検索・電子申請機能と当市との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部か
リスクへの対策は十分か	<u>たの次時 湿テい生が起ったがいトラにしている</u> 「出版としている」 「選択肢> 「出版としている」 「おいた」である 「1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
	おおけった。

【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】

・ワクチン接種記録システム(VRS)から入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して当市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。

3. 特定個人情報の使	更用				
リスク1: 目的を超えた紐	付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク				
宛名システム等における措 置の内容	・住民基本台帳を利用できる端末を限定した上で個人番号をアクセスできるユーザーIDを特定、システム管理者が承認した者だけが個人番号にアクセスできるよう制御している。				
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	■1・接種会場等では「接種券券長の読取端末(タフレット端末)からインターネット経用で ワクチン接種記 L				
その他の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 権限のない者(ラ	元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーザ認証の管理	<選択肢> (選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
具体的な管理方法	権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・各システムは、ユーザIDとパスワード及び静脈による認証により、限定された者しかログインできる権限を保持しない個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。 ・ユーザ認証により、限られたユーザのみが特定個人情報にアクセス可能になるよう、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは個人番号利用事務系端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるのログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。				
アクセス権限の発効・失効管理	の [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
具体的な管理方法	・人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁し、システムに反映させている。 ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更 又は削除する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 ・当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザ ID を失効させる。				
アクセス権限の管理	(選択肢>(方っている				
具体的な管理方法	・人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁し、システムに反映させている。 ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更 又は削除する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 ・当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザ ID やアクセス権限を速やかに変更又は削除する。				
特定個人情報の使用の記	マイス マイ				
具体的な方法	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは必要に応じ随時に確認する。				
その他の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か	(選択版> 「)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク3: 従業者が事務外	リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク				
リスクに対する措置の内容	底する。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
	字 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

リスク4: 特定個人情報ファイ	リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
	健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際、及びサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付申請データを取り扱う際は、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業については、同一の個人番号利用事務系端末内において完結させ、外部記録媒体を必要としない運用とする。 ・特定の電子記録媒体以外は個人番号利用事務系端末で使用できないように制限しており、電子記録媒体は暗号化したうえ、厳重に管理している。			
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
- ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号 を入手し、使用する。
- ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 4	寺定個人情報ファイ.	ルの取扱いの委託			[]委託しない
委託 委託 委託	たによる特定個人情報の	アイルス・インは使用に関するリスクアルでは提供に関するリスクの保管・消去に関するリスク 日等のリスク			
情報化	呆護管理体制の確認	等、個人情報保護や対策を にか、事業実績など社会的・委託契約書で個人情報の 【ワクチン接種記録システムの 用にあたっての確認型コロ大きむ。)に係る特定個人情報の内容については、当該の内容については、 会む。)に係る特定個人情報の下では、当該・特定個人情報の提供ルー・委託契約書中の特定個人 ・特による特定個人・再委託先による特定個人	託業者を対した。 主まするとは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	共機関の認定・認証を があることを確認している で遵守するよう義 で遵守するよう を措置】 を者の関係を規定 で表している。 を対している。 を対している。 をの制限 をのののではないに関するのではないに関するのではないに関するのではないに関するのではないに関するのではないののではないに対している。	ている。 とした「ワクチン接種記録システムの利認事項に基づき、ワクチン接種記録シを付機能及びコンビニ交付関連機能を守事業者に委託することとする。なお、
	固人情報ファイルの閲 更新者の制限	[制限している]	く選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
	具体的な制限方法	情報の消去及び消去内容	の報告、委託 策の実施、情報	業務で使用するパソコン 報セキュリティに関する教 を義務づけている。	复写等の禁止、委託業務の終了後の等の盗難防止対策の実施、システムで育の実施等、情報セキュリティの確保
特定値扱いの	固人情報ファイルの取)記録	[記録を残している	i]	く選択肢> 1)記録を残している	2)記録を残していない
	具体的な方法	・システムへのログイン記録・電子記録媒体等について	•	作成し、引渡し及び返却	
特定值	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	・委託先から他者への提供			
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	ち出しを禁止している。 ・本市より受領した情報資	産を適切に管	理するため、情報資産の すみやかに発注者に返	が定める場所内に限定し、外部への持 受渡資産管理表を作成する。 即するものとする。また、複製品は廃棄
特定值	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・委託契約において、委託 還又は引渡しをするものと・情報セキュリティに関する	している。	う情報の目的外使用やを を義務付けている。	复写等の禁止、契約の終了後直ちに返
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・ ・特定個人情報の提供先の ・情報漏えいを防ぐための・情報が不要になったとき、 ・保管期間の過ぎた特定値・必要に応じて、本市が委	の限定 保管管理に責 又は要請があ [、] 国人情報及びそ	任を負う ったときに情報の返還又 そのバックアップを完全に	は消去などの必要な措置を講じる c消去する

エチイルルしていか	/ID .l. ±				く選択肢>		
再委託先による特定 報ファイルの適切な取 確保		[十分に行	す っている	1	へ送が成/ 1)特に力を入れて行 3)十分に行っていな()十分に行っている)再委託していない
具体的な方法	:		の承諾を得た。				わせてはならない。ただし、 「した場合は、通常の委託と
その他の措置の内容	ł	_					
リスクへの対策は十分	分か	[十分	である		<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい)十分である
特定個人情報ファイル	ルの取扱	いの委託における	その他のリスク				
_							
5. 特定個人情報の <u>く、)</u>	り提供 **	移転(安計や情		リークン	人ナムを 週した提供	を陈 [- 」旋供*移転しな · い
リスク1: 不正な提供	共・移転か	「行われるリスク					
特定個人情報の提供 の記録	・移転		見ている	J	<選択肢> 1)記録を残している	2)記録を残していない
具体的な方法	:		渌システム(VRS	S)では、他			导しており、委託業者から
特定個人情報の提供に関するルール	∲・ 移転		ている		<選択版> 1) 定めている	2)定めていない
ルールの内容 ルール遵守の研 法		から特定通信によ ・個人番号利用事 ・ワクチン接種記録	録システム(VRS :る操作に限り ī務系端末は、『 録システム(VRS 録システム(VRS	S)における 可能になる 限定された S)における	る特定個人情報への7 6よう制御している。 -者しかログインできる るのログイン認証は、	る権限を保i ユーザID・/	
その他の措置の内容	!	_					
リスクへの対策は十分	分か	[十分	である		く選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい)十分である
リスク2: 不適切な方	ち法で提供	共・移転が行われる	るリスク				
リスクに対する措置の)内容	提供するが、そのを、ワクチン接種記また、転出先市区	0個人番号の提 こついて、転出 際は、健康管理 記録システム(V 町村へ接種記 者の個人番号	供 元市区町 里システム (RS)を用い 録を提供 であること	村から接種記録を入き 、等により照会対象者の いて提供する。 するが、その際は、転っ さを確認し、当該個人 提供する。	の個人番号 出先市区町	他市区町村へ個人番号を であることを確認した情報 「村において、住民基本台帳 する個人の接種記録のみを
リスクへの対策は十分	分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	る 2: る)十分である
リスク3: 誤った情報	を提供・	移転してしまうリス	ク、誤った相手	に提供・利	多転してしまうリスク		
リスクに対する措置の)内容	当市への転入者に)個人番号の提 こついて、転出 を受ける市区	供、転出 元市区町 町村で、記	先市区町村への接種 村から接種記録を入り 核当者がいない場合は	手するため、	: 他市区町村へ個人番号を けは保管されず、これに対し
リスクへの対策は十分			である		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	る)十分である
特定個人情報の提供 する措置 ・特定個人情報の提供							のリスク及びそのリスクに対

・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記 録を入手するために、他市町区村へ個人番号を提供する場面に限定している。

6. 情報提供ネットワーク	ウシステムとの接続	[」按続しない(人 [<u>手</u>)	_ 」		
リスク1: 目的外の入手が行					
リスクに対する措置の内容	(※1)情報提供ネットワークシステムから情報提供ネットワークシステムから情報提供まり、番号法上認められた情報連携以外のティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(ウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録なオンライン連携を抑止する仕組みになって(※1)情報提供ネットワークシステムを使用機能(※2)番号法別表第2及び第19条第14号会・提供可能な特定個人情報をリスト化した(※3)中間サーバを利用する職員の認証と	ットワークシステムに情報照会スト(※2)との照合を情報提供許可証を受領してから情報照会を拒否する機能を備えて ※3)では、ログイン時の職員 が実施されるため、不適切ないる。 引した特定個人情報の照会及 に基づき、事務手続きごとに まれ	供ネットワークシステムに求め、 照会を実施することになる。つ におり、目的外提供やセキュリ 員認証の他に、ログイン・ログアな接続端末の操作や、不適切 び照会した情報の受領を行う 情報照会者、情報提供者、照		
リスクへの対策は十分か	L 十分である J 1	(選択肢>) 特に力を入れている) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	【中間サーバ・プントウェアにおける指直】 ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会トワークシステムを使用した特定個人情報のれている。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置①中間サーバと既存システム、情報提供ネ行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利。②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を暗号化することで安全性を確保している	D入手のみ実施できるよう設 型】 ットワークシステムとの間は、 用することにより、安全性を研 支術を利用し、団体ごとに通作	計されるため、安全性が担保さ 高度なセキュリティを維持した 健保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] {	& <選択肢>) 特に力を入れている) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク					
リスクに対する措置の内容	【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会トワークシステムを使用して、情報提供用個人情報を入手するため、正確な照会対象者	人識別符号により紐付けられた。 に係る特定個人情報を入手	れた照会対象者に係る特定個		
リスクへの対策は十分か	L Tがじめる J 1	(選択肢>) 特に力を入れている) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク				
リスクに対する措置の内容	【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバは、情報提供ネットワークシス漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会が機能において自動で削除することにより、特後中間サーバの職員認証・権限管理機能で実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施した職員、時刻、操作内容の記録が実力イン連携を抑止する仕組みになっている。(※)中間サーバは、情報提供ネットワークジ特定個人情報の暗号化を行っており、照会そのため、情報提供ネットワークシスける情報提供ネットワークシスける情報のにより、所会では、中間サーバ・プラットフォームにおけるでは、中間サーバ・プラットフォーム事業者の業応等であり、業務上、特定個人情報へはアークシステム、業務上、特定個人情報へはアークシステム、業務上、特定個人情報へはアークシステム、業務上、特定個人情報へはアークシステムの業にないのでは、大きによりにおいてはいる。	い、許可されていないシステ結果については、一定期間総定個人情報が漏えい・紛失では、ログイン時の職員認証があされるため、不適切な接続が、ステムを使用して特定個人は復号されないものとなっては復号されないものとなってはしてリークシステムとの間は、用することにより、漏えい・紛技術を利用し、団体ごとに通信に対応している。	・ムからのアクセスを防止する仕 を過後に当該結果を情報照会 するリスクを軽減している。 の他に、ログイン・ログアウトを 時端末の操作や、不適切なオン 情報を送信する際、送信する できない仕組みになっている。 いる。 高度なセキュリティを維持した 失のリスクに対応している。 言回線を分離するとともに、通		
	[十分である] 1	(選択肢>			

新型コロナウイルス感染症対策 に係る予防接種事務

リスク5: 不正な提供が行われるリスク					
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
リスクに対する措置の内容	【中間サーバ・ソフトウェアの措置】 ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能				
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 十分である 〈選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク6: 不適切な方法で提供	供されるリスク				
リスクに対する措置の内容	【中間サーバ・ソントウェアにおける指直】 ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。				
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容	【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。				
リスクへの対策は十分か	(選択阪> 「				

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】

- ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

【中間サーバ·プラットフォームにおける措置】

- ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGW AN等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管	营•消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク				
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない			
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢>] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない			
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない			
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[十分に周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない			
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
具体的な対策の内容	【健康管理システムにおける措置】 ・庁内の入退室管理が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫の内に設置したサーバ内に保管。管理室内への入室権限を持つ者を限定し、入退室は鍵の使用簿により管理している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備の完備や消化器具の設置を行っている。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備の完備や消化器具の設置を行っている。 ・紙媒体については、鍵付きの保管庫等施錠可能な場所に保管している。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理。			
○				
	「健康管理ンステムにありる相直」 ・ウイルス対策ソフトの定期的なパターンファイル更新を行う。 ・外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用することで、不正アクセス対策を行う。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】			

・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの驚異からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。

・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】

ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。

具体的な対策の内容

- ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。
- ・個人番号利用事務系端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

- ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。
- ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

- ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信については、GWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。

7/19	ックアップ	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	る 2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・周知		[十分に行っ	っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	る 2) 十分に行っている
施機関	去3年以内に、評価実 肌おいて、個人情報に 重大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	_					
	再発防止策の内容	_					
⑩死者	者の個人番号	[保管して	ている]	く選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	ファイ		プロセスにお			!しないため、「Ⅲ特定個人情報 る個人の特定個人情報ファイル
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分で	<u>-</u> :ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスク	に対する措置の内容	•転入	・転居者を把	握し、随時	、特定個人	情報ファイルを更新する。	
リスク	への対策は十分か	[十分で	: :ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去され	ばいつまでも	存在するリ	スク		
消去	手順	[定めて	いる]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容					なび書類等について、保存期間 で削除又は廃棄する。	を経過した場合には、個人番号
その他	也の措置の内容	る。 ・特別	定個人情報が な手段を採用	記録された	:機器及び電	電子媒体等を廃棄する場合、物	京の復元不可能な手段を採用す 可理的な破壊等により、復元不 容易に復元できない手段を採用
リスクへの対策は十分か		[十分で	ぎある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定侧	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_							

Ⅳ その他のリスク対策 ※

TA	ての他のラス	
1. 5	监查	
①自记	己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的なチェック方法	・特定個人情報保護に関する自己点検項目を整備し、年に1回、特定個人情報保護に関する研修を実施するとともに自己点検を実施する。 ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。
②監3	<u></u>	[十分に行っている] <選択版> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 ・宮崎市特定個人情報の取扱いに関する管理規程に基づき、毎年、特定個人情報保護に関する内部監査を実施している。内部監査では、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置「安全管理措置」を講じているか確認。安全管理措置が有効に講じられていない場合、監査責任者が管理責任者へ是正を求め、個人番号を含む保有個人情報の適切な管理を図っている。
2. 1	英業者に対する教育	•
従業者	者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択版> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。 ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、個人情報取扱特記事項を提示し、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務づける。

3. その他のリスク対策

・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 4	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請x		宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号				
②請3	求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。				
	特記事項	_				
③手数	数料等	「無料」 <選択肢> 1)有料 2)無料 (手数料額、納付方 5しの交付を希望する場合は、別途コピー代が必要) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1)				
④個 <i>之</i> 表	人情報ファイル簿の公	<選択肢> (選択肢> 1)行っている 2)行っていない				
	個人情報ファイル名	_				
	公表場所	_				
⑤法*	令による特別の手続					
⑥個人情報ファイル簿への 不記載等		_				
2. ‡	寺定個人情報ファイ	ルの取扱いに関する問合せ				
①連約	各先	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン対策課(市保健所1階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号0985-41-9384				
②対/	芯方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。				

VI 評価実施手続

VI 計画美心于N	ሃሁ
1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年11月24日
②しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる
2. 国民・住民等からの	意見の聴取
①方法	宮崎市パブリックコメント制度実施要綱に基づくパブリックコメント手続により意見聴取を実施する。実施に際しては、宮崎市ホームページ及び新型コロナウイルスワクチン対策課、市民情報センター等において全文を閲覧できるようにした。
②実施日・期間	(初回)令和3年7月1日から8月2日(33日間) (再実施)令和4年1月17日から2月15日(30日間) (再実施)令和4年8月3日から9月2日(31日間)
③期間を短縮する特段の理 由	
④主な意見の内容	・意見なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	(初回)令和3年10月22日 (再実施)令和4年5月27日 (再実施)令和4年11月9日
②方法	宮崎市個人情報保護審査会による第三者点検を実施した。
③結果	・意見なし
4. 個人情報保護委員会	₹の承認 【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	り扱う事務 ②事務の内容	令和2年(2020年)12月9日に「予防接種法及び 検疫法の一部を改正する法律(令和2年法律第 75 号)」が制定され、新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種が予防接種法(昭和23年法律 第68 号)に基づく臨時接種に規定された。これに基づ き、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん 延を予 防するため、予防接種の実施に係る事務及び給 付の支給に関する事務を行うものである。 【事務の概要】 ・予防接種の実施・予防接種歴の登録、管理 ・医療機関に対する予防接種の要施委託料の支 払・健康被害救済対象者への各種通知 ・予防接種の実施・予防接種歴の登録、管理 ・医療機関に対する予防接種の実施委託料の支 払・健康被害救済対象者への給付 個人番号は、行政手続における特定の個人を 歳別するための番号の利用等に関する法律(平成25年 5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)の 規定に基づき、次に掲げる事務において取り扱う もの とする。 【個人番号利用事務】 ①予防接種の実施に関する事務 ・予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・予防接種活による給付の支給に関する事務 ・予防接種活による給付の支給に関する事務 ・予防接種を受けた者が疾病にかかり、障が	・予防接種証明書の交付 [略] ③予防接種証明書の交付に関する事務 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき交付する、新型コロナウイルス感染症予防	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9 条第2項の規定(緊急時の事 後評価)の適用対象となるため
令和4年1月4日	り扱う事務において使用するシ ステム	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券番号等の登録	[略] 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用するシ	記載なし	団体内統合宛名システム ※併せて「②システムの機能」、「③他のシステム との接続」に必要事項を記載	事前	令和4年6月データ標準レイア ウト改版による
令和4年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム ①システムの名称	記載なし	中間サーバ ※併せて「②システムの機能」、「③他のシステム との接続」に必要事項を記載	事前	令和4年6月データ標準レイア ウト改版による
令和4年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	記載なし	サービス検索・電子申請機能 ※併せて「②システムの機能」、「③他のシステム との接続」に必要事項を記載	事前	重要な変更事項でないため
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条(利用の範囲)別表第一第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で 定める事務を定める命令(平成26年9月10日内 關府・総務省令第5号)第10条	事後	重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠]	事前	令和4年6月データ標準レイア ウト改版による
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの	別添2を参照。	・別表第二(16の2、16の3の項) ・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の2の2) [情報照会の根拠] ・別表第二(16の2、17、18、19の項) ・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の3、 別添2を参照。		重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目			事後	(別添2に追記)
令和4年1月4日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] 情報提供ネットワークシステム [○] その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他(ワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請 機能)	事前	・令和4年6月データ標準レイ アウト改版による ・重要な変更事項でないため
令和4年1月4日		・住民については、住民基本台帳が更新される 都度、随時 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会 が必要になる都度(転入者本人から個人番号の 提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける 都度	・住民については、住民基本台帳が更新される 都度、随時 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会 が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける 都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付のため、接種者から交付申請があった場合 であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	3. 特定個人情報の入手・使用		・予防接種履歴の管理を適正に行うために、最新の住民基本台帳情報を入手する必要がある。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・被接種者からの同意を得て入手する。	・転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	であることを確認する。 ・健康管理システムに医療機関から提出された 予診票のデータを登録し、予防接種履歴を管理 する。 ・健康被害に対する給付を適切に行うため、給付 受給者の所在地の確認を行う。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録 を照会するために特定個人情報を使用する。 ・転出者について、転出先市区町村へ当市での 接種記録を提供するために特定個人情報を使用 する	接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付の際、接種記録を照会するために特定個人	事後	重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用⑧使用方法情報の突合	・転出者について、当市での接種記録を転出先 市区町村に提供するために、転出先市区町村か	・予防接種実施医療機関より収集した予診票で 被接種者の氏名・生年月日・住所等から個人を 特定する。 ・転出者について、当市での接種記録を転出先 市区町村に提供するために、転出先市区町村か ら個人番号を入手し、当市の接種記録と突合す る。		特定個人情報保護評価に関す る規則(平成26年特定個人情 報保護委員会規則第1号)第9 条第2項の規定(緊急時の事 後評価)の適用対象となるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの	[委託する]	[委託する]		重要な変更事項でないため
	概要	() 件	(3) 件		
	4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託			事後	
	扱いの安託 委託の有無				
		ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種		重要な変更事項でないため
	概要	個人情報ファイルの管理等	事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)		主安な友文学項(ないため)
A 7-1	4. 特定個人情報ファイルの取		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電	= 44	
	扱いの委託		子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファ	事後	
	委託事項2		イルの管理等		
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種		重要な変更事項でないため
	概要	制空コログライルへ窓米並列束にはるアの技性 事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を			里安な変更争項ではいたの
	4. 特定個人情報ファイルの取	用いた特定個人情報ファイルの管理等	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電		
令和4年1月4日	扱いの委託		子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファ	事後	
	委託事項2		イルの管理等		
	①委託内容				
			ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウ		重要な変更事項でないため
		ロロナウイルス感染症対策に係る予防接種履歴 管理等のために取り扱う必要がある。	イルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管		
	扱いの委託	自生寺のために取り取り必要がめる。	理等のために取り扱う必要がある。	+//	
节和4年1月4日	委託事項2		1 9	事後	
	②取扱いを委託する特定個人				
ļ.	情報ファイルの範囲				
	その妥当性 II 特定個人情報ファイルの	【○]その他(LG-WAN回線を用いた提供)	[○]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS		重要な変更事項でないため
	概要		本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供		
	4. 特定個人情報ファイルの取		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電		
고 418 푸! 거4 ㅁ	扱いの委託 委託事項2		子交付機能))	事後	
	安託争項2 ④委託先への特定個人情報				
	ファイルの提供方法				
	エー株中国上体セファイルの				
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要	[〇]提供を行っている(1)件	[○]提供を行っている(2)件 ※「提供先2①~⑦」に必要事項を記載		令和4年6月データ標準レイア ウト改版による
	5. 特定個人情報の提供・移転		W. WENDER OF THE STATE HOLD	事業) 4/1/X1-0-0
令和4年1月4日	(委託に伴うものを除く。)			事前	
ļ	提供・移転の有無				
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの	 【健康管理システムにおける措置】	[略]		特定個人情報保護評価に関す
	概要		 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電		る規則(平成26年特定個人情
		た施錠できる格納庫の内に設置したサーバ内に			報保護委員会規則第1号)第9
	①保管場所	保管。管理室内への入室権限を持つ者を限定	電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、		条第2項の規定(緊急時の事
Į.		し、入退室は鍵の使用簿により管理している。	申請情報を記録しないこととしている。		後評価)の適用対象となるため
		「ロカチン・快種記録シフテル(VPC)にむける世界】	【廾―ビフ烩赤、電子中誌機能にむける世界】		
		【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情			
		ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情	【サービス検索・電子申請機能における措置】 個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパス ワード及び静脈による認証が必要である個人番		
		ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情	個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパス		
		ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セ	個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパス ワード及び静脈による認証が必要である個人番		
令和4年1月4日		ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド	個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパス ワード及び静脈による認証が必要である個人番 号利用事務系端末のみで取り扱う。	事後	
令和4年1月4日		ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセ	個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパス ワード及び静脈による認証が必要である個人番 号利用事務系端末のみで取り扱う。	事後	
令和4年1月4日		ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド	個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパス ワード及び静脈による認証が必要である個人番 号利用事務系端末のみで取り扱う。	事後	
令和4年1月4日		ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。	個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパス ワード及び静脈による認証が必要である個人番 号利用事務系端末のみで取り扱う。	事後	
令和年1月4日		ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・・当該領域のデータは、暗号化処理をする。	個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパス ワード及び静脈による認証が必要である個人番 号利用事務系端末のみで取り扱う。	事後	
令和4年1月4日		ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・	個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパス ワード及び静脈による認証が必要である個人番 号利用事務系端末のみで取り扱う。	事後	
令和年1月4日		ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・・当該領域のデータは、暗号化処理をする。	個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパス ワード及び静脈による認証が必要である個人番 号利用事務系端末のみで取り扱う。	事後	
令和4年1月4日		ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・他人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。	個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパス ワード及び静脈による認証が必要である個人番 号利用事務系端末のみで取り扱う。	事後	
令和4年1月4日		フクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティ対策を講じている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・他人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウド	個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパス ワード及び静脈による認証が必要である個人番 号利用事務系端末のみで取り扱う。	事後	
令和4年1月4日		フクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているのうつドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・「国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパス ワード及び静脈による認証が必要である個人番 号利用事務系端末のみで取り扱う。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの	フクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・他人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・「国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・「日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	個人番号付電子申請データは、ユーザ1Dとパスワード及び静脈による認証が必要である個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。	事後	重要な変更事項でないため
	II 特定個人情報ファイルの 概要	ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・連用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・「国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【健康管理システムにおける措置】・データベースに記録されたデータは、システム	個人番号付電子申請データは、ユーザDとパスワード及び静脈による認証が必要である個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。 [略] 【サービス検索・電子申請機能における措置】	事後	重要な変更事項でないため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの	ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・連用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・「国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【健康管理システムにおける措置】・データベースに記録されたデータは、システム	個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパスワード及び静脈による認証が必要である個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。 [略] 【サービス検索・電子申請機能における措置】・個人番号利用事務系端末に保存されたデータ	事後	重要な変更事項でないため
	□ 特定個人情報ファイルの 概要6. 特定個人情報の保管・消去	ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (健康管理システムにおける措置)・データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。	個人番号付電子申請データは、ユーザIDとパスワード及び静脈による認証が必要である個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。 [略] 【サービス検索・電子申請機能における措置】・個人番号利用事務系端末に保存されたデータ	事後	重要な変更事項でないため
	□ 特定個人情報ファイルの 概要6. 特定個人情報の保管・消去	フクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティ対策を講じている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【健康管理ンステムにおける措置】・データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。・保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・中請書等の紙媒体については、保存年限の経	個人番号付電子申請データは、ユーザDとパスワード及び静脈による認証が必要である個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。 「サービス検索・電子申請機能における措置】・個人番号利用事務系端末に保存されたデータは、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存年限の経	事後	重要な変更事項でないため
	□ 特定個人情報ファイルの 概要6. 特定個人情報の保管・消去	フクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティ対策を講じている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・「国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【健康管理システムにおける措置】・データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存存限の経過後、外部業者による溶解処理を行う。	個人番号付電子申請データは、ユーザDとパスワード及び静脈による認証が必要である個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。 【サービス検索・電子申請機能における措置】・個人番号利用事務系端末に保存されたデータは、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。	事後	重要な変更事項でないため
	□ 特定個人情報ファイルの 概要6. 特定個人情報の保管・消去	フクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティ対策を講じている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定の人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (健康管理システムにおける措置)・データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。・保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存年限の経過後、外部業者による溶解処理を行う。【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】	個人番号付電子申請データは、ユーザDとパスワード及び静脈による認証が必要である個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。 「サービス検索・電子申請機能における措置】・個人番号利用事務系端末に保存されたデータは、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存年限の経	事後	重要な変更事項でないため
	■ 特定個人情報ファイルの 概要6. 特定個人情報の保管・消去②消去方法	フクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティ対策を講じている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・「国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【健康管理システムにおける措置】・データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存存限の経過後、外部業者による溶解処理を行う。	個人番号付電子申請データは、ユーザDとパスワード及び静脈による認証が必要である個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。 「サービス検索・電子申請機能における措置】・個人番号利用事務系端末に保存されたデータは、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存年限の経	事後	重要な変更事項でないため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②消去方法	ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・連用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 「健康管理システムにおける措置】・データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。・保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。「クチン接種記録システム(VRS)における措置】・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチ	個人番号付電子申請データは、ユーザDとパスワード及び静脈による認証が必要である個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。 「サービス検索・電子申請機能における措置】・個人番号利用事務系端末に保存されたデータは、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存年限の経		重要な変更事項でないため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②消去方法	ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・連用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ・健康管理システムにおける措置】・データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。・保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存年限の経過後、外部業者による溶解処理を行う。「ワケチン接種記録システム(VRS)における措置】・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去すること	個人番号付電子申請データは、ユーザDとパスワード及び静脈による認証が必要である個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。 「サービス検索・電子申請機能における措置】・個人番号利用事務系端末に保存されたデータは、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存年限の経		重要な変更事項でないため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②消去方法	フクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているのうつドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・「国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【健康管理システムにおける措置】・データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存年限の経過後、外部業者による溶解処理を行う。【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。・自機関の領域に保管されたデータは、他機関の領域に保管されたデータは、他機関の領域に保管されたデータは、他機関の領域に保管されたデータは、他機関の領域に保管されたデータは、他機関の領域に保管されたデータは、他機関の領域に保管されたデータは、他機関の領域に保管されたデータは、他機関の領域に保管されたデータは、他機関の領域に保管されたデータは、他機関の領域に保管されたデータは、他機関の領域に保管されたデータは、他機関の領域に保管されたデータは、他機関の領域に保管されたデータは、他機関	個人番号付電子申請データは、ユーザDとパスワード及び静脈による認証が必要である個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。 「サービス検索・電子申請機能における措置】・個人番号利用事務系端末に保存されたデータは、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存年限の経		重要な変更事項でないため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②消去方法	ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティ対策を講じている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・「国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (健康管理システムにおける措置)・データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消が読み出しできないよう、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトウェア等を用いて完全に消を放誘の過後、外部業者による溶解処理を行う。【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去すること・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。※グクラウドサービスは、lasSを利用し、クラウド	個人番号付電子申請データは、ユーザDとパスワード及び静脈による認証が必要である個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。 「サービス検索・電子申請機能における措置】・個人番号利用事務系端末に保存されたデータは、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存年限の経		重要な変更事項でないため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②消去方法	ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティ対策を講じている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・1国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (健康管理システムにおける措置)・データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。・保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存年限の経過後、外部業者による溶解処理を行う。【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。※クラウドサービスは、laaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできない	個人番号付電子申請データは、ユーザDとパスワード及び静脈による認証が必要である個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。 「サービス検索・電子申請機能における措置】・個人番号利用事務系端末に保存されたデータは、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存年限の経		重要な変更事項でないため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②消去方法	ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティ対策を講じている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・「国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (健康管理システムにおける措置)・データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消が読み出しできないよう、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトウェア等を用いて完全に消を放誘の過後、外部業者による溶解処理を行う。【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去すること・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。※グクラウドサービスは、lasSを利用し、クラウド	個人番号付電子申請データは、ユーザDとパスワード及び静脈による認証が必要である個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。 「サービス検索・電子申請機能における措置】・個人番号利用事務系端末に保存されたデータは、専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。・申請書等の紙媒体については、保存年限の経		重要な変更事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの	1. 転入者本人からの個人番号の入手	1. 転入者本人からの個人番号の入手		特定個人情報保護評価に関す
	取扱いプロセスにおけるリスク	・当市の転入者について、転出元市区町村へ接	・当市の転入者について、転出元市区町村へ接		る規則(平成26年特定個人情
	対策	種記録を照会するために、個人番号を入手する	種記録を照会するために、本人から個人番号を		報保護委員会規則第1号)第9
	2. 特定個人情報の入手(情	際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同	入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記		条第2項の規定(緊急時の事
	報提供ネットワークシステムを	意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法	録確認同意書等により本人同意を取得し、さら		後評価)の適用対象となるため
	通じた入手を除く。)	第16条に基づき、本人確認書類を確認すること	に、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確		
	リスク1: 目的外の入手が行	で、対象者以外の情報の入手を防止する。	認することで、対象者以外の情報の入手を防止		
	われるリスク	2. 転出先市区町村からの個人番号の入手	する。		
	対象者以外の情報の入手を防	・当市からの転出者について、当市での接種記	2. 転出先市区町村からの個人番号の入手		
	止するための措置の内容	録を転出先市区町村へ提供するために、転出先	・当市からの転出者について、当市での接種記		
		市区町村から個人番号を入手するが、その際	録を転出先市区町村へ提供するために、転出先		
		は、転出先市区町村において、本人同意及び本	市区町村から個人番号を入手するが、その際		
		人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録	は、転出先市区町村において、住民基本台帳等		
		システム(VRS)を通じて入手する。	により照会対象者の個人番号であることを確認し		
			た情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通		
令和4年1月4日			じて入手する。		
			3. 転出元市区町村からの接種記録の入手		
			・当市への転入者について、転出元市区町村か		
			ら接種記録を入手するが、その際は、当市にお		
			いて健康管理システム等により照会対象者の個	事後	
			人番号であることを確認し、当該個人番号に対	争该	
			応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録		
			システム(VRS)を通じて入手する。		
			4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書		
			の交付申請者からの個人番号の入手		
			・接種者について、新型コロナウイルス感染症予		
			防接種証明書の交付のために個人番号を入手		
			するのは、接種者から接種証明書の交付申請が		
			あった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基		
			づき、本人確認書類を確認することで、対象者以		
			外の情報の入手を防止する。		
-	4		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電		
			子交付機能)		
			・交付申請には、個人番号カードのICチップ読み		
			取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券		
			面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認		
			証を必須とすることで、対象者以外の情報の入		
			手を防止する。		
			【サービス検索・電子申請機能における措置】		
			・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	手することができる。	[略] 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 【サービス検索・電子申請機能における措置】・画面での誘導を簡潔に行うことで、住民が異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。		特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9 報保護委員会規則第1号)第9 条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和年1月4日	対策	・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 「略】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 【サービス検索・電子申請機能における措置】 ・住民が個人番号付電子申請を一夕を送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作さしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。		特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9 報保護委員会規則第1号)第9 条第2項の規定(緊急時の事 後評価)の適用対象となるため
令和4年1月4日	対策 2. 特定個人情報の入手(情	本人確認書類に基づき、対面で本人確認を行う。 ・委託医療機関、他自治体から入手する予防接 種情報は、予防接種予診票に記載された特定個 人情報に基づき、健康管理システムで突合し、確	[略] 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 【サービス検索・電子申請機能における措置】・住民が個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した当市は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。		特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9 報保護委員会規則第1号)第9 条第2項の規定(緊急時の事 後評価)の適用対象となるため
令和4年1月4日	対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク特定個人情報の正確性確保の	・上記のとおり本人確認とともに特定個人情報の 照合を行い、正確性を確保している。 ・既存住基システムを介し個人番号及び最新の 住所情報等を取得している。 ・入力後は原本と照合を行い、入力内容に誤りが ないかをチェックしている。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能)		特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個	において、情報の管理についても注意徹底する	[略] 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 [略] (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・電子交付機能)・電子交付でプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 【サービス検索・電子申請機能における措置】・サービス検索・電子申請機能と当市との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。		特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
	皿 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	インした場合だけアクセスできるように制御してい	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)から入手した 特定個人情報については、限定された端末を利 用して国から配布されたユーザDを使用し、ログ インした場合だけアクセスできるように制御してい る。	事後	重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容	・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブ レット端末)からインターネット経由で ワクチン接 種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号 にはアクセスできないように制御している。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブ レット端末)からインターネット経由で ワクチン接 種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号 にはアクセスできないように制御している。	事後	重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	ている。 ・マイナンバー利用事務系端末は、限定された者 しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるのロ	権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・各システムは、ユーザIDとパスワード及び静脈による認証により、限定された者しかログインできる権限を保持しない個人番号利用事務系端末のみで取り扱う。・ユーザ認証により、限られたユーザのみが特定個人情報にアクセス可能になるよう、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。【ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは個人番号利用事務系端末による操作に限り可能になるように制御している。・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるのログイン認証は、ユーザD・パスワードにて行う。・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるのログイン認証は、ユーザD・パスワードにて行う。・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザDIは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	重要な変更事項でないため
令和年1月4日		・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン 用のユーザDは、国に対してユーザ登録を事前 申請した者に限定して発行される。	・人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁し、システムに反映させている。 ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。 [略]	事後	重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの	・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン 用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前 申請した者に限定して発行される。	・人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁し、システムに反映させている。 ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。 [略]	事後	重要な変更事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイ	ン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可され	能から取得した個人番号付申請データを取り扱う際は、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業については、同一の個人番号利用事務系 端末内において完結させ、外部記録媒体を必要 としない運用とする。 ・特定の電子記録媒体以外は個人番号利用事務	事後	重要な変更事項でないため
	取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファ	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9 条第2項の規定(緊急時の事 後評価)の適用対象となるため
令和4年1月4日	取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 情報保護管理体制の確認	者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール	カがあることを確認している。 ・委託契約書で個人情報の保護について遵守するよう義務付けている。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 [略] ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
	取扱いプロセスにおけるリスク		【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区 町村への提供の記録を取得しており、委託業者 から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認 をすることができる。	事後	重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が 行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に 関するルール	端末から特定通信による操作に限り可能になるよう制御している。 ・個人番号利用事務系端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるのログイン認証は、ユーザD・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、個人番号利用事務系端末から特定通信による操作に限り可能になるよう制御している。 ・個人番号利用事務系端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるのログイン認証は、ユーザD・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン 用のユーザDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	重要な変更事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	(委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から 接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個 人番号を提供するが、その際は、本人同意及び 本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記 録システム(VRS)を用いて提供する。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】・転出元市区町村への個人番号の提供当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、健康管理システム等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。また、転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出先市区町村において、住民基とも帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録かみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。		特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和4年1月4日	対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から 接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個 人番号を提供するが、その際は、個人番号と共 に転出元の市区町村コードを 送信する。そのた め、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共 に送信したとしても、電文を受ける市区町村で は、該当者がいないため、誤った市区町村に対 して個人番号が提供されない仕組みとなってい る。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを選信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを選信人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシステ ムとの接続	[〇] 接続しない(入手) [〇] 接続しない(提供)	[]接続しない(入手)[]接続しない(提供) ※「リスケーへ情報提供ネットワークシステムとの 接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する 措置」に必要事項を記載	事前	令和4年6月データ標準レイア ウト改版による
令和4年1月4日	取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消去	ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を満している。・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	【健康管理システムにおける措置】 ・庁内の入退室管理が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫の内に設置したサーバ内に保管。管理室内への入室権限を持つ者を限定し、入退室は鍵の使用簿により管理している。・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、地で、大学に無停電電源装置等を付設している。・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備の完備や消化器具の設置を行っている。・・紙媒体については、鍵付きの保管庫等施錠可能な場所に保管している。 【中間サーバ・ブラットフォームにおける措置】・中間サーバ・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。・・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】[略]		重要な変更事項でないため 〈健康管理システムにおける措 置の追記〉 番号法の改正による (中間サーバ・ブラットフォーム における措置の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	対策 7. 特定個人情報の保管・消去	報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機 関等の情報セキュリティ対策のための統一基準 群に準拠した開発・運用がされており、情報セ キュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の	【健康管理システムにおける措置】 ・ウイルス対策ソフトの定期的なパターンファイル 更新を行う。 ・外部ネットワークから遮断された独自のネット ワークで運用することで、不正アクセス対策を行う。 【中間サーバ・ブラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・ブラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・ブラットフォームではUTM(コンらネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているのS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティバッチの適用を行う。 【ワクチン検種記録システム(VRS)における措置】 [略] (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。		重要な変更事項でないため (健康管理システムにおける措置の追記) 番号法の改正による (中間サーバ・ブラットフォーム における措置の追記) 特定個人情報保護評価に関す る規則(甲成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9 条第2項の規定(緊急時の事 後評価)の適用対象となるため (新型コロナウイルス感染症予 防接種証明書電子交付機能に ついて追記)
令和4年1月4日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	システムの利用にあたっての確認事項」に同意	・特定個人情報保護に関する自己点検項目を整備し、年に1回、特定個人情報保護に関する研修を実施するとともに自己点検を実施する。・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクテン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的なチェック方法	出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。・宮崎市特定個人情報の取扱いに関する管理規程に基づき、毎年、特定個人情報保護に関する内部監査を実施している。内部監査では、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置「安全管理措置」を講じているか確認。安全管理措置が有	理措置」を講じているか確認。安全管理措置が有 効に講じられていない場合、監査責任者が管理	事後	重要な変更事項でないため
令和年1月4日		出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。 ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、個人情報取扱特記事項	チン接種記録システムの利用にあたっての確認	事後	重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意 のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条 (通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の	・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合 戦略室から発出された「新型コロナウイルスワク チン接種記録システムの利用にあたっての確認 事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分 界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条 (市区町村の責任)に則し、適切に当該システム を利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた 場合、適切な対応をとることができる体制を構築 する。	事後	重要な変更事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月7日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン 対策局 新型コロナウイルスワクチン対策局長	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン 対策課 新型コロナウイルスワクチン対策課長	事後	重要な変更事項でないため
令和4年6月7日	概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン 対策局	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン 対策課	事後	重要な変更事項でないため
令和4年6月7日	11 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン 対策局	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン 対策課	事後	重要な変更事項でないため
令和4年6月7日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン 対策局(市保健所1階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号0985-41-9384	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン 対策課(市保健所1階) [略]	事後	重要な変更事項でないため
令和4年6月7日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 聴取	宮崎市パブリックコメント制度実施要綱に基づく パブリックコメント手続により意見聴取を実施する。実施に際しては、宮崎市ホームページ及び 新型コロナウイルスワクチン対策局、市民情報センター等において全文を閲覧できるようにした。	宮崎市パブリックコメント制度実施要綱に基づく パブリックコメント手続により意見聴取を実施す る。実施に際しては、宮崎市ホームページ及び 新型コロナウイルスワクチン対策課、市民情報セ ンター等において全文を閲覧できるようにした。	事後	重要な変更事項でないため
令和4年6月7日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・住民については、住民基本台帳が更新される都度、随時 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会 が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける 都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付のため、接種者から交付申請があった場合 であって接種記録の照会が必要になる都度	[略] ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 [略]	事後	重要な変更事項でないため
令和4年6月7日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・予防接種履歴の管理を適正に行うために、最新の住民基本台帳情報を入手する必要がある。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)・転出告について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	[略] ・転出者について、転出先市区町村へ当市での 接種記録を提供するために、他市区町村から個 接番号を入手する。(番号法第19条第16号) [略]	事後	重要な変更事項でないため
令和4年6月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・中的授権美能医療機関より収集した予診果で 被接種者の氏名・生年月日・住所等から個人を 特定する。 ・転出者について、当市での接種記録を転出先 市区町村に提供するために、転出先市区町村か ら個人番号を入手し、当市の接種記録と突合す る。	[略] ・転出者について、当市での接種記録を転出先 市区町村に提供するために、他市区町村から個 人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	重要な変更事項でないため
令和4年6月7日	(別添2) 特定個人情報ファイ ル記録項目	[略] -接種回数(1回目/2回目/3回目/···) [略]	[略] ・接種回数(1回目/2回目/3回目/4回目/・・・) [略]	事後	重要な変更事項でないため
令和年6月7日	対策 2. 特定個人情報の入手(情	た情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通	町村から個人番号を入手するが、その際は、他 市区町村において、住民基本台帳等により照会	事後	重要な変更事項でないため
令和4年6月7日	(委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除く。)	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から 接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】・他市区町村への個人番号の提供当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、健康管理システム等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 [略]	事後	重要な変更事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月7日	(委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・ 移転してしまうリスク、誤った相 手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先 市区町村への嫁種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から 接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個 人番号を提供するが、その際は、個人番号と共 に転出元の市区町村コードを選信する。そのた め、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共 に送信したとしても、電文を受ける市区町村で は、該当者がいないため、誤った市区町村に対 して個人番号が提供されず、これに対して接種 記録も提供されない仕組みとなっている。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	重要な変更事項でないため
令和 年6月7日	皿 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除く。) におけるその他のリスク及び	・特定個人情報の提供は、限定された端末(個人番号利用事務系端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	[略] ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市町区村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	重要な変更事項でないため
令和4年8月15日		1. ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券番号等の登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の電子申請受付・電子交付の実施	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券番号等の登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンピニ交付の実施	事前	重要な変更事項であるため
令和4年6月15日	(別添1) 事務の内容		新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に関する記述の追加	事前	重要な変更事項であるため
令和4年6月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[〇] その他(ワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請 機能)	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請 機能、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び 証明書交付センターシステム)	事前	重要な変更事項であるため
令和4年6月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要3. 特定個人情報の入手・使用⑤本人への明示	・転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	[略] ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンピニエンスストア等の キオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事前	重要な変更事項であるため
令和4年6月15日	概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務に関するワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファ イルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務に関するワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。) を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	重要な変更事項であるため
令和4年6月15日	1 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	事務に関するワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務に関するワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。) を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	重要な変更事項であるため
令和4年6月15日	扱いの委託 委託事項2	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウ イルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウ イルス感染症予防接種証明書電子交付機能及 びコンピニ交付関連機能を含む。)を用いた特定 個人情報ファイルの適切な管理等のために取り 扱う必要がある。	事前	重要な変更事項であるため
令和4年6月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[〇]その他(LGWAN回線を用いた提供(VRS 本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子 交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感 染症予防接種証明書電子交付機能))	事前	重要な変更事項であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	[略] (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 【サービス検索・電子申請機能における措置】 [略]	[略] (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンピニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末 には、申請情報・証明書データを記録しないこと としている。 【サービス検索・電子申請機能における措置】	事前	重要な変更事項であるため
令和4年6月15日	報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行 われるリスク	略] (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ·交付申請には、個人番号カードのICチップ読み 取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券 面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認 証を必須とすることで、対象者以外の情報の入 手を防止する。 【サービス検索・電子申請機能における措置】 [略]	[略] (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助AP)の暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 【サービス検索・電子申請機能における措置】 [略]	事前	重要な変更事項であるため
令和4年6月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	[略] 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 【サービス検索・電子申請機能における措置】 [略]	[略] 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 【サービス検索・電子申請機能における措置】 [略]	事前	重要な変更事項であるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手 が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンピニ交付)・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンピニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されるエンを避ける、	事前	重要な変更事項であるため
令和 年6月15日	皿 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを 適じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を	[略] 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 [略]	事前	重要な変更事項であるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情 報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	略] 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内 の記憶領域に格納された個人番号を申請情報と して自動的に入力することにより、不正確な個人 番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の 真正性を確認する措置を講じている。 [略]	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 (新型コナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内 の記憶領域に格納された個人番号を申請情報と して自動的に入力することにより、不正確な個人 番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRS 又は証明書交付センターシステムにおいて 真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認 する措置を講じている。 「&終」	事前	重要な変更事項であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月15日	取扱いプロセスにおけるリスク 対策	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・電子交付機能)・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 【サービス検索・電子申請機能における措置】 [略]	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・電子交付機能)・電子交付機能)・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンピニ交付)・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については東用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事前	重要な変更事項であるため
令和4年6月15日	取扱いプロセスにおけるリスク 対策	当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の	[略] 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三 者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン 接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感 染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ 交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の 取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託 することとする。なお、次の内容については、当 該確認事項に規定されている。	事前	重要な変更事項であるため
令和4年6月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子文付機能) ・電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付状態) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンピンのでは、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また 通信は、申請信母化を行うアレにより 通信の数	事前	重要な変更事項であるため
令和 年8月15日	b. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・ 移転してしまうリスク、誤った相 手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から 接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番 号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当 者がいない場合は、個人番号は保管されず、こ	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への修種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	事後	重要な変更事項でないため (文言の修正)
令称年3月10日	通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提	特定個人情報については、限定された端末を利	・ワクチン接種記録システム(VRS)から入手した 特定個人情報については、限定された端末を利 用して当市が指定する管理者から配布された	事前	「VRS 自治体メニューの管理 機能の実装について(2)」(令 和5年3月2日付けデジタル庁 URS クリービスグループ (VR) 担当)、厚生労働省健 康局予防接種担当参事官室事 務連絡)による
令和5年3月10日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用	[略] ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン 用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前 申請した者に限定して発行される。	[略] ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン 用のユーザDは、当市が指定する管理者が認め た者に限定して発行される。	事前	「VRS 自治体メニューの管理機能の実装について(2)」(令和5年3月2日付けデジタル庁国民向けサービスグループ(VRS 担当)、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月10日	3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の発効・失効の 管理	略] ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン 用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前 申請した者に限定して発行される。	・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン 用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市 が指定する管理者が必要最小限の権限で発効 する。 ・当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を 有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当 該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を 更新!、当該コーザ ID を生効させる。	事前	「VRS 自治体メニューの管理機能の実装について(2)」(令和5年3月2日付けデジタル庁国民向けサービスグループ(VRS 担当)、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)による
令和5年3月10日	取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の管理	略」 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン 用のユーザDは、国に対してユーザ登録を事前 申請した者に限定して発行される。	略」 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン 用のユーザDIに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 ・当市が指定する管理者は、定期的にユーザD及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザ D やアクセス権限	事前	「VRS 自治体メニューの管理機能の実装について(2)」(令和5年3月2日付けデジタル庁19年6月1日・ビスグループ(VRS 担当)、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)による
令和5年3月10日	回 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク 特定個人情報の使用の記録	システム上の操作のログを取得しており、操作ロ グを確認できる。	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは必要に応じ随時に確認する。	事前	「VRS 自治体メニューの管理機能の実装について(2)」(令和5年3月2日付けデジタル庁国民向けサービスグループ(VRS 担当)、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)による